



平成26年12月12日

各位

上場会社 日本ギア工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 勝村 哲
(コード番号 6356 東証2部)
問合せ責任者 常務取締役 伊藤 政夫
(TEL 0466-452100)

株主による臨時株主総会招集請求に関する当社対応のお知らせ

当社は、当社株主より、会社法第297条第1項の規定に基づき、臨時株主総会招集の請求(以下「本請求」といいます。)に関する書面を、平成26年11月28日付で受領したことを受け、本日開催の取締役会において、本請求に対する当社方針を決定いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本請求をした者(以下「請求者」といいます。)
株式会社成和、寺田治夫、丸本桂三の請求人3名は共同で、総株主議決権の100分の3以上の議決権を6ヶ月以前より有する株主です。
2. 本請求の目的である事項
 - (1) 取締役3名(寺田治夫、丸本桂三、林秀樹)選任の件
 - (2) 取締役2名(勝村哲、加賀田伊作)解任の件
3. 議案および提案の理由
請求者は、当社を巡る厳しい経営環境を直視し当社の速やかな経営改革の着手、実行が不可欠と判断したため、新任取締役の選任および経営改革に消極的な勝村哲氏らの解任を議題とする臨時株主総会の招集を請求することです。
4. 本請求への当社の対応方針
当社は本請求について慎重に検討した結果、当社が本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きをとることの決議は否決されております。当社は引き続き請求者との意見調整に努力してまいります。
なお、会社法297条第4項において、株主からの株主総会請求の後、遅滞無く招集手続きが行われない場合、または、同条項による当該請求の日から8週間以内の日を株主総会の開催日とする株主総会の招集の通知が発せられない場合は、同条項による請求を行った株主は、裁判所の許可を得て、株主総会を招集できる旨が定められております。

以上